

公共下水道への接続に関する事前協議議事録（当初・変更 回目）

（協議者は、太線枠内のみ記入してください。）

事業者（建築主）名	〒				
工事場所	区				
用途地域		工事種別	新築・増築・改築・その他（ ）		
事業概要	現地状況	汚水（合流）：最終ます有 ・ 最終ます無 ・ 未調査			
		雨水：最終ます有 ・ 最終ます無 ・ 未調査			
	階数	地上階、地下階	最大根切深	m	
	基礎構造（工法）			周辺山留工法	
	事業系排水排出の有無※注1	有 ・ 無			
	営業用調理場の有無	有 ・ 無			
	ディスポーザ排水処理システム設置の有無※注2	有（引抜有） ・ 有（引抜無） ・ 無			
	雨水流出抑制施設設置の有無	有 ・ 無			
	他人の土地利用の有無（敷地内から公共下水道まで）※注3	有 ・ 無			
	開発行為における工事完了公告前の建築（制限解除）の有無	有 ・ 無			
汚水種別（使用水）	水道水・地下水・雨水利用水・その他（ ）				
敷地面積（事業区域面積）	m ²	計画戸数	戸	計画延床面積	m ²
工事予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日				
協議者の連絡先	〒				

<input type="checkbox"/> 下水道（管理）事務所記入 <input type="checkbox"/> 管路保全課記入	公共下水道への接続の可否	
	公共下水道の処理区域であり、汚水・雨水の接続が可能です。	
	公共下水道の処理区域外ですが、汚水・雨水の接続が可能です。	
	当該地には公共下水道（汚水・雨水）が設置されていませんので、接続先の排水施設管理者と協議してください。	
年 月頃、処理開始予定区域です。		

<input type="checkbox"/> 下水道（管理）事務所記入 <input type="checkbox"/> 管路保全課記入	下水道（管理）事務所へ申請が必要な書類
	排水設備計画確認申請書／完成届兼使用開始届
	<input type="checkbox"/> 公共下水道一時使用承認申請書 <input type="checkbox"/> 付近地掘削届
	公共下水道施設工事等承認申請書（ 自費申請書 ）
	公共下水道接続施設設置申請書（ 公費申請書 ）
ディスポーザ排水処理システム関係書類（「ディスポーザの取扱いに関する要領」による）	

総括	排除方式は〔分流式・合流式〕です。	
<input type="checkbox"/> 下水道（管理）事務所記入 <input type="checkbox"/> 管路保全課記入	公共下水道施設に関する事前協議事項について	排水設備の設計等に関する事前協議事項について
	公共下水道施設の設置について <input type="checkbox"/> 汚水取付管〔1有（既設利用） 2無 3要調査 4私道共同排水管（合流） 5その他（ ）〕 取付管が必要な場合⇒〔 <input type="checkbox"/> 自費 <input type="checkbox"/> 公費〕で設置可能です。 <input type="checkbox"/> 雨水取付管〔1有（既設利用） 2無 3要調査 4私道共同排水管 5側溝（水路）接続 6その他（ ）〕 取付管が必要な場合⇒〔 <input type="checkbox"/> 自費 取付管・雨水ます <input type="checkbox"/> 公費 取付管・雨水ます〕で設置可能です。 <input type="checkbox"/> 下水道使用料担当と別途協議してください。 <input type="checkbox"/> その他協議及び指示事項、取付管要調査、その他の理由等	必要申請書類及び施工基準について <input type="checkbox"/> 排水設備を設計、施工する際には、「川崎市排水設備技術基準」を遵守してください。なお、排除方式が分流式の場合は、宅地内に汚水管及び雨水管の布設が必要になります。（下水道法 第10条第3項、下水道法施行令 第8条） <input type="checkbox"/> 工事着手前に排水設備計画確認申請を行い、完成時には完成届兼使用開始届を提出し、検査を受けてください。（下水道法 第13条、下水道条例 第5条、第7条、下水道条例施行規程 第6条、第7条） ※ 排水設備の工事は、川崎市排水設備指定工事店で施工してください。（下水道条例 第6条） ※ 排水設備計画確認申請書に、この事前協議議事録の写しを添付してください。また、変更協議を行った場合は、完成届にこの事前協議議事録の写しを添付してください。 ※ 排水設備計画確認申請提出前までに、取付管の有無の調査を必ず行ってください。 ディスポーザ排水処理システム、阻集器の設置について <input type="checkbox"/> ディスポーザ排水処理システムを設置する場合は、「ディスポーザの取扱いに関する要領」を遵守してください。（下水道条例施行規程 第13条） <input type="checkbox"/> ディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥の引抜き等については、環境局の所管区域を担当する生活環境事業所（裏面参照）と協議してください。 ※ 営業用調理場等より油脂類を排出する場合には、グリース阻集器を設置してください。 建築確認申請時の必要事項について <input type="checkbox"/> 今回の協議は建築行為が無い場合、建築計画確定時に改めて事前協議が必要です。
<input type="checkbox"/> 下水道（管理）事務所記入 <input type="checkbox"/> 管路保全課記入	※ 公共下水道施設の新設又は撤去を、本市の承認を受け事業者（建築主）が行う場合は、所管の下水道（管理）事務所に自費工事に係る手続きをしてください。（下水道法 第16条） ※ 取付管の新設又は既設取付管の撤去を公費で行う場合は、『 公費申請書 』を提出してください。 ※ 分筆した宅地の取付管の新設を『 公費申請 』で行う場合は、分筆後の公図又は地積測量図の写しを申請書に添付してください。 ※ 公共下水道施設を新設・撤去・改築する場合、本市の基準を遵守してください。 ※ 既設取付管を利用する場合は、排水設備の工事施工前に現地にて取付管布設位置及び深さならびに管の状況（利用の可否）を必ず確認してください。 ※ 公共下水道を一時使用する場合は、使用前後に放流先の下水道管きよ内を調査し、堆積物等異常の有無を確認してください。	<input type="checkbox"/> その他協議事項等 ※ 既設取付管を利用してください。なお、利用に際しては、現地を調査し、本管との接続状況を確認してください。 ※ 不用な取付管がある場合は、自費工事で撤去してください。

協議の目的（該当する左欄に○印をつけてください。）		事前協議番号
①	建築基準法の規定に基づく建築確認申請（事業区域面積 500 m ² 未満）に伴う排水接続協議	- -
②	宅地造成等規制法の規定に基づく許可申請等（事業区域面積 1000 m ² 未満）に伴う排水接続協議	- -
③	建築基準法の規定に基づく道路位置指定申請に伴う排水接続協議	- -
④	建築基準法の規定に基づく建築確認申請（事業区域面積 500 m ² 以上）に伴う排水接続協議	- -
⑤	宅地造成等規制法の規定に基づく許可申請等（事業区域面積 1000 m ² 以上）に伴う排水接続協議	- -
⑥	都市計画法の規定に基づく開発（建築）許可申請に伴う排水接続協議	- -
⑦	土地区画整理法、都市再開発法の規定に基づく施行認可申請に伴う排水接続協議	- -
⑧	公共施設の建設に伴う排水接続協議	- -

上下水道局協議担当課（係）	協議年月日	担当者名（印）
下水道部管路保全課	年 月 日	印
下水道部下水道水質課	年 月 日	印
下水道（管理）事務所（排水設備係）	年 月 日	印
下水道（管理）事務所（維持係）	年 月 日	印
協議終了確認	年 月 日	印
環境局生活環境事業所	年 月 日	印

<input type="checkbox"/> 下水道水質課記入	特定施設の設置等の届出について
	<input type="checkbox"/> 特定施設の（設置・構造変更・使用）等の届出を行ってください。
	<input type="checkbox"/> 公共下水道使用開始の届出を行ってください。
	<input type="checkbox"/> 公共下水道使用開始（変更）の届出を行ってください。
	<input type="checkbox"/> 除害施設の確認申請を行ってください。
	<input type="checkbox"/> 届出の必要はありません。
<input type="checkbox"/> その他	

※注1 下水道法第2条第1号に定義する下水のうち生活排水及び雨水を除いたもの（事業系排水）を排出する事業者（廃棄物として処分する場合は含む）は、上下水道事業管理者への届出が必要になる場合があります。届出必要の有無については、事前に下水道水質課へ電話等により確認を行ってください。

※注2 ディスポーザ排水処理システムを設置する場合は環境局の所管区域を担当する生活環境事業所（裏面参照）と協議してください。

※注3 他人の土地を利用し下水を排水する場合は、当該土地所有者に土地使用の承諾を得てから排水設備計画確認申請をしてください。

公共下水道への接続に関する事前協議議事録作成の手順（川崎市上下水道局）

	協議の目的	事前協議議事録作成（持ち回り）の順序	協議終了の確認	議事録（本紙）の提出部数	添付図書の提出部数
①	建築基準法の規定に基づく建築確認申請 （事業区域面積 500 m ² 未満、及び一戸建住宅 ^{※注3} ） に伴う排水接続協議			1	1
②	宅地造成等規制法の規定に基づく許可申請等 （事業区域面積 1000 m ² 未満）に伴う排水接続協議			1	1
③	建築基準法の規定に基づく道路位置指定申請 に伴う排水接続協議			1	1
④	建築基準法の規定に基づく建築確認申請 （事業区域面積が 500 m ² 以上、一戸建住宅 ^{※注3} を除く） に伴う排水接続協議 ^{※注4}			1	3
⑤	宅地造成等規制法の規定に基づく許可申請等 （事業区域面積 1000 m ² 以上）に伴う排水接続協議			1	3
⑥	都市計画法の規定に基づく開発（建築）許可申請 に伴う排水接続協議			1	3
⑦	土地区画整理法、都市再開発法の規定に基づく施行認可申請 に伴う排水接続協議			1	3
⑧	公共施設の建設に伴う排水接続協議	下水道部管路保全課へお問い合わせください。 （協議の目的が①～⑦の場合を参考としてください。）			

- ※注 1 下水道法第 2 条第 1 号に定義する下水のうち、生活排水及び雨水を除いたものを排出する場合（廃棄物として処分する場合を含む）。
- ※注 2 下水道部管路保全課にて、下水道(管理)事務所で協議終了の確認が可能と判断した場合（原則として、協議の目的が⑤の場合）。
- ※注 3 自己の居住の用に供する住宅とします。
- ※注 4 ④の協議内容を変更する場合は、下水道（管理）事務所と変更協議してください。

- ※注 建築確認申請の前においても、同等の図面などの資料があれば事前協議議事録の作成が可能です。ただし、協議終了の確認後、建築確認申請まで相当期間を空けたことにより現場条件や工事内容が変更になったときは、改めて事前協議議事録の作成が必要になることがあります。
- ※注 汚水種別（使用水）が「水道水」以外のものを含む場合は、下水道使用料担当と別途協議してください。
- ※注 ディスポーザ排水処理システムから発生する汚泥の引抜き等については、環境局の所管区域を担当する生活環境事業所と協議してください。
- ※注 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例の対象事業については、協議の窓口を下水道部管路保全課とします。

	（問い合わせ先）
上下水道局下水道部管路保全課	0 4 4 - 2 0 0 - 2 8 8 8
上下水道局下水道部下水道水質課	0 4 4 - 2 0 0 - 2 8 7 8
上下水道局サービス推進部下水道使用料担当	0 4 4 - 2 0 0 - 2 8 7 2
上下水道局南部下水道事務所管理課（川崎区・幸区）	0 4 4 - 3 4 4 - 4 8 6 6
上下水道局中部下水道事務所管理課（中原区・高津区）	0 4 4 - 7 5 1 - 2 9 6 6
上下水道局下水道部西部下水道管理事務所（宮前区）	0 4 4 - 8 5 2 - 5 1 3 1
上下水道局下水道部北部下水道管理事務所（多摩区・麻生区）	0 4 4 - 9 5 4 - 0 2 0 8
環境局 川崎生活環境事業所（川崎区・幸区・中原区）	0 4 4 - 2 6 6 - 5 7 4 7
環境局 宮前生活環境事業所（高津区・宮前区・多摩区・麻生区）	0 4 4 - 8 6 6 - 9 1 3 1